



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 日本興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂口昌平
(JASDAQ・コード 5279)
問合せ先 取締役常務執行役員 山本秀勝
(TEL . 087-894-8130)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当社が設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、変更案第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 定時株主総会の議決権の基準日について定める現行定款第 12 条(基準日)を、変更案第 14 条(定時株主総会の基準日)に移設し、所要の変更を行うものであります。
- (5) 株主総会参考書類等開示情報の増加に対応し、情報内容の充実をはかるため、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したとみなすことができるよう、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするため、現行定款第 16 条(議決権の代理行使)を変更案第 18 条(議決権の代理行使)のとおり変更するものであります。
- (7) 必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるよう、変更案第 28 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (8) 社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 38 条(社外監査役の責任限定契約)および変更案第 39 条(会計監査人の責任限定契約)を新設するものであります。
- (9) 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を定めることが認められたことに伴い、現行定款第 29 条(監査役の任期)を変更案第 32 条(監査役の任期)のとおり変更するものであります。

- (10) 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (11) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (12) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (13) その他、上記各変更に伴う条数の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月23日
定款変更の効力発生日	平成18年6月23日

【別紙】 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は商号を日本興業株式会社と称する。 英文では NI HON KOGYO CO., L T D.とする。	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木建築資材の製造ならびに販売 2. 土木建築および造園工事の設計ならびに 施工 3. 上下水道施設工事の設計ならびに施工 4. とび・土工工事の設計ならびに施工 5. 不動産の売買ならびに賃貸に関する事業 6. ホテル・旅館・飲食店・遊戯場の経営な らびに旅行斡旋業 7. スポーツ施設の経営ならびに賃貸業 8. 広告・宣伝の企画制作および映画・演劇・ コンサートの開催ならびにチケットの販 売 9. 家具ならびに健康機器の販売 10. 園芸、園芸用資材の製造ならびに販売 11. 魚介類の養殖・加工・販売 12. 前各号に付帯する一切の業務	第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本 店)
第 3 条 当社は本店を香川県さぬき市に置き必要に <u>応じ適當の地に支店または営業所を置くこと ができる。</u>	第 3 条 当社は本店を香川県さぬき市に置 <u>く。</u>
(新 設)	(機 関)
	第 4 条 <u>当社は、株主總會および取締役のほか、 次の機関を置く。</u>
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>3,600万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第8条第2項に移項)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の定めにより株主の有する取得請求権付株式の取得を当社に対して請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第10条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基 準 日)</p> <p>第12条 <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>— <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日 (基準日という) の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とする<u>ことができる。</u></u></p>	<p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡す<u>ことを請求することができる。</u></u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社の株式に関する取扱ら<u>びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></u></p> <p><u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成なら<u>びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の株主総会は定時と臨時の2種とし、定時総会は毎年4月1日より3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長が招集する。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、他の取締役が互選してその代行者1名がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって決する。<u>ただし、法令の定めによるべき場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を差出さなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。 <u>前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役選任の決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、再選重任を妨げない。</u></p> <p>— <u>補欠または増員による取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役をもって取締役会を組織し<u>会社の業務運営につき審議する。</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および、<u>監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、<u>その株主または代理人は代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (第1項 現行どおり) <u>取締役の選任には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (第3項 現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選重任を妨げない。</u> (第2項 削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役をもって取締役会を組織し<u>当社の業務執行につき審議決定する。</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第21条 <u>当社の代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</u> <u>当社は取締役会の決議により代表取締役の中から社長1名を定める。</u> <u>当社は取締役会の決議により、必要に応じ会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役を置くことができる。</u></p> <p>(執行役員、相談役および顧問)</p> <p>第21条の2 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員、相談役および顧問を置くことができる。</u> <u>また、取締役は上記職制を兼務することを妨げない。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第22条 <u>当社の業務は社長がこれを統轄執行する。社長に事故あるときは他の取締役の互選をもってその代行者1名を定める。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議により代表取締役の中から取締役社長1名を定める。</u> <u>取締役会は、その決議により必要に応じ取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>(執行役員、相談役および顧問)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議により執行役員、相談役および顧問を定めることができる。</u> (第2項 現行どおり)</p> <p>(業務執行)</p> <p>第25条 <u>当社の業務は取締役社長がこれを統轄執行する。取締役社長に事故あるときは他の取締役の互選をもってその代行者1名を定める。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は株主総会において選任する。 — <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u> — <u>監査役及び補欠者の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> — <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> — <u>補欠者は法令に定める監査役の員数を欠くことになった時就任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、再選重任を妨げない。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 (第1項 現行どおり) (第2項 削除)</p> <p>— <u>監査役の選任には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (第4項 削除) (第5項 削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選重任を妨げない。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>— <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役全員をもって監査役会を組織する。 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する<u>ものとする</u>。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役の互選</u>により常勤の監査役を<u>定める</u>。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第35条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第33条 (第1項 現行どおり) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の<u>ほか</u>、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により</u>定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第36条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金または中間配当金はその支払開始の日より3年間受領なきときは、これを当会社の所得とする。</u></p> <p><u>未払利益配当金または中間配当金については利息を付さない。</u></p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人 の 責 任</p> <p>(会 計 監 査 人 の 責 任 限 定 契 約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 機 関)</p> <p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>— <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>— <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上